

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

本日、相模原市人事委員会は、相模原市議会及び相模原市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会による給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、地域の民間従業員等との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与等勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会において、本市職員と市内民間従業員の給与等について調査し、精確な比較をしたところ、月例給は15,062円(3.72%)、特別給は年間0.07月分本市が下回っていたことから、この較差を是正するために5年連続となる引上げを勧告いたしました。

特に、月例給は、本委員会発足以来、最大の引上げであった昨年をさらに上回る引上げとなっております。

また、様々な社会課題に対応した質の高い行政サービスを提供し続ける上で公務員志望者の減少や離職する職員の増加などが大きな課題であり、本年は、人材の確保・定着に向けて、職務・職責を重視した新たな給与体系を構築するために必要な検討項目を報告いたしました。

市議会及び市長におかれましては、本委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請いたします。

市民の皆様におかれましては、本給与勧告制度の意義や役割に深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。

職員の皆さんには、全体の奉仕者として日々職務に精励されていることに改めて感謝申し上げます。

これからも私ども人事委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、中立的・専門的に責任と役割を果たしてまいります。

令和8年10月7日

相模原市人事委員会
委員長 伊藤 信 吾